

住民生活課から 本人通知制度を ご利用ください

◎登録方法

専用の申請書に必要事項を記入し、次の必要書類と共に提出してください。

- 登録者の本人確認書類（運転免許証・個人番号カード等）
- 代理人が登録する場合は、登録者本人の自署した委任状及び代理人の本人確認書類

「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」は、大山町において住民登録や本籍のある方が事前に登録することにより、本人の代理人および第三者に住民票の写し等を交付した場合、その交付した事實を登録者本人にお知らせをする制度です。

この制度は、周知することで委任状の偽造や不必要な身元調査等の未然防止及び抑止を目的としています。

◎登録できる人

大山町に住民登録されている方、もしくは大山町に本籍がある方（住民票の除籍または除籍のある方も対象になる場合があります）。

◎対象となる証明書

- 住民票の写し（本籍及び筆頭者の記載のあるもの）
- 戸籍の全部（謄本）又は一部（抄本）事項証明書
- 戸籍の記載事項証明書

カウンセラーによる

「こころの相談会」

子どものこと、家族や知人のこと、自分のことなど、日ごろ気になっている悩みや困りごとをカウンセラーに話してみませんか？

◆日時 2月19日（日）

9時30分～15時

◆場所 米子コンベンションセンター

第7会議室

◆相談 秘密厳守 相談無料（要予約）

◆予約先 ライフサポートセンターとっとり

☎0120-82-5858

FAX0857-32-5454

◆問い合わせ先

（一財）鳥取県労働者福祉協議会

☎0857-27-4188



（消除された住民票の写し、除籍等を含みます）

更になった場合は、届出が必要です。変更の届出がない場合は、登録が廃止になることがありますのでご注意ください。

す。なお、満了日の1か月前から申請を受け付けることができます。

◎登録の更新通知について

事前登録をした日から3年間が経過し登録期間が満了となる方へ、更新手続きについての通知をお送りしています。本人通知制度を継続してご利用になりたい場合は、再度登録申請が必要になります。

◎登録及び更新の受付場所

住民生活課
☎0859-54-5210
中山支所総合窓口室
☎0858-58-6111
大山支所総合窓口室
☎0859-53-3311

（注）第三者等の氏名・住所等の個人情報は通知されませんが、大山町個人情報保護条例の規定に基づき、本人より開示請求をすることができま

す。ただし、条例の規定により、開示できない場合があります。

◎通知の対象除外について

次の場合は、通知の対象にななりません。

・国または地方公共団体等の機関からの請求

・本籍及び筆頭者の記載を省略した住民票の写し

・弁護士や司法書士等の特定事務受任者が、裁判・訴訟手続きや紛争処理手続きについての代理業務に使用するための請求

◎登録の変更について

登録者の氏名・住所等が変